JAPAN SPORT COUNCIL
日本スポーツ振興センター

令８日ス振調第 330 号
令和 8 年 11 月 10 日

回　　答　　書

競争加入者各位

分任契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター
総務・財務業務担当理事　　永　　井　　勉

調達件名：ハイパフォーマンススポーツセンターにおける専用練習場競技映像撮影システムの更新

標記調達件名の質問書について、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1	05.仕様書　項番7.エ 「調達物品の設置スペースの確保や電源の増設及び必要となる付帯作業については、担当職員と協議の上、決定すること。」 【質問】 トランポリン台やボクシングリング等の競技設備の移動および再設置などの付帯作業は、本調達範囲外とする前提でよいでしょうか。本調達に含める必要がある箇所については、各競技場で移設が必要な設備と移設先、付帯作業の委託先となる業者をご教授いただけますでしょうか。（本調達内、設置スペースの確保に伴うすべての箇所について同様の取扱を前提とします）	・本調達における機器の据付・設置に係る、各対象競技施設内の設備の移動及び再設置などの付帯作業は、本調達の範囲内として実施してください。 ・移動が必要な大型設備を有する主な施設は、トランポリン練習場（トランポリン台２台とその周辺の保護マット）とボクシング練習場（競技用具の乾燥機）であり、移設先は各練習場内を原則とします。 ・付帯作業の委託先について指定はありません。本調達仕様書で求める要件に従って、対象となる機器等の設置や移設に精通し当該作業を実施できる者を供給者において決定してください。
2	07.仕様書別紙（2）項番1.(9)75型ディスプレイ 「例示品：75A400M、PWT-L、CRO-URS2A TR 内 における 担当職員の指定する場所に傾斜角度０～20まで調整可能な取付金具を準備して壁面設置を行うこと」 【質問】 柔道場について現地調査をした際、設置想定箇所の下方に複合機や、競技団体様が利用されていると思われる機材等が配置されておりました。 機器のメンテナンス性を考慮し、前後引出し調整が可能な金具を使用してもよいでしょうか。 ※ボクシング場の例示品FLM-006-BK（前傾１５度）を想定しております。	・機器のメンテナンス性を考慮し、前後引出し調整が可能な金具を使用した機器（例示品FLM-006-BK）でも可とします。

No.	質問事項	回答
3	07.仕様書別紙（2）項番3.(1)プールサイド壁面カメラ 「必要な映像信号、制御信号、同期信号等の配線を新たに行うこと。」 【質問】 機器の入替に伴い追加配線が必要な場合は、新たな配線を用意します。既設配線で機器性能やシステム品質を担保できる場合は、既設配線の流用を前提としてよいでしょうか。 （本調達内、カメラ設置に伴うすべての箇所について同様の取扱を前提とします）	機器性能やシステム品質を担保できる場合は、既設配線の流用を前提としてよいものとします。 ただし、経年劣化等で機器性能やシステム品質を担保できない場合には、技術的要件のとおりに既設配線を撤去し新たな配線を行ってください。
4	07.仕様書別紙（2）項番3.(22)映像音響接続盤の改修と改造 「既存映像音響接続盤の２か所（L-B 、B-Aにおいて 、接続盤本体及び内部の接続端子の更新を行うこと。」 【質問】 ・接続盤の取り外しによりタイルや下地の損傷が判明した場合、建築補修は本調達範囲外とする前提でよいでしょうか。 ・錆びた上部配管の切断・交換、支持金物の新設は、本調達内に含まれる前提でよいでしょうか。 ・撤去後の状況により同一位置で設置ができない場合、取付位置・方法の変更を担当職員様と協議の上、決定としてもよいでしょうか。 ・建物構造や漏水・落下リスク等、物品工事の範囲を超えた状況が判明した場合は、担当職員様へ報告のうえ、対応可否および費用負担等を別途協議とさせて頂いてもよいでしょうか。 （本調達内、映像音響接続盤の改修と改造に伴うすべての箇所について同様の取扱を前提とします）	・接続盤の取り外しに際し、経年劣化等のやむを得ない理由によってタイルや下地の損傷が判明した場合には、その責は問わず建築補修は本調達範囲外とする前提でよいものとします。ただし、明らかに供給者の過失による損傷等と判断される場合には、「12.特記事項 （４）」に記載のとおり、供給者の責任において無償で対応、復旧するものとします。 ・錆びた上部配管の切断・交換、支持金物の新設は、本調達内に含まれます。 ・撤去後の状況により同一位置で設置ができない場合は、取付位置・方法の変更を担当職員と協議の上、決定するものとします。 ・建物構造や漏水・落下リスク等、物品工事の範囲を超えた状況が判明した場合は、担当職員へ報告の上、対応を別途協議するものとします。

No.	質問事項	回答
5	07.仕様書別紙（2）項番4.(23)既存機器の撤去 「TR 側のモニター設置枠を撤去する。その他の既存機器の撤去は担当職員の指示のもと実施すること。撤去機器の保管場所については担当職員の指示に従い指定の場所に移設を行うこと。機器撤去に伴い壁面に開口や穴が発生する箇所については必要な補修塗装等を行うこと。」 【質問】 ・モニター設置枠の取り外しによりタイルや下地の損傷が判明した場合、建築補修は本調達範囲外とする前提でよいでしょうか。 ・モニター設置枠上部のボックスおよび配管の撤去は本調達範囲外とする前提でよいでしょうか。 ・建物構造や漏水・落下リスク等、物品工事の範囲を超えた状況が　判明した場合は、担当職員様へ報告のうえ、対応可否や費用負担等は別途協議とさせて頂いてもよいでしょうか。	・モニター設置枠の取り外しに際し、経年劣化等なやむを得ない理由によってタイルや下地の損傷が判明した場合には、その責は問わず建築補修は本調達範囲外とする前提でよいものとします。ただし、明らかに供給者の過失による損傷等と判断される場合には、「12.特記事項 （４）」に記載のとおり、供給者の責任において無償で対応、復旧するものとします。 ・モニター設置枠上部のボックス及び配管の撤去は、本調達の範囲内とします。 ・建物構造や漏水・落下リスク等、物品工事の範囲を超えた状況が判明した場合は、担当職員へ報告の上、対応を別途協議するものとします。
6	07.仕様書別紙（2）項番8.共通機器 「例示品各種」 【質問】 例示品記載のiPad Pro、iPad Air、MacBook Pro、G TUNE P5-A7G60WT-Dは市販製品であるため、今後の構成変更や販売終了等が発生する可能性があります。上記４項目は、納入時点で購入可能な、例示品と同一製品の最新構成品として納入してもよいでしょうか。また、その他仕様書全体で例示品として記載がある機材についても本質問以降納品までの期間でメーカーによる生産終了の例示品機器が発生した場合は協議の上、同等以上の性能を有する機器を納入してもよろしいでしょうか。	・質問にある４製品については、例示品と同一製品の最新構成品として、仕様書に定める要件を満たす同等以上の性能を有する後継機種を納入してもよいものとします。 ・その他仕様書全体で例示品として記載がある機材についても、本質問以降納入期限までの期間でメーカーによる生産終了の例示品機器が発生した場合は、担当職員と協議の上、同等以上の性能を有する機器を納入することを可とします。